

答 申 第 440 号

第1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った本件異議申立ての対象となる保有個人情報に係る開示決定及び非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成25年12月2日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 総務局職員部監察室（以下「監察室」という。）からの平成〇年〇〇月〇〇日付文書について、下記の事項に係る法的根拠等理由の分かる文書等（議事録及びメモ書きを含む）

ア 「監察室には監察を実施する権限はない」に関して、派遣職員の分限及び懲戒については、名古屋市長及び公立大学法人名古屋市立大学（以下「市立大学」という。）理事長が協議の上、行うはずであるが、その事務を行う名古屋市及び市立大学の部署の分かる文書等を示した上、監察室にはどのような権限があるか分かるもの（以下「本件請求文書①」という。）

イ 同年〇月〇日に示したとおり市立大学において法令違反があっても、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第89条に規定されている違法行為等の是正措置の命令が名古屋市から市立大学にできない理由（以下「本件請求文書②」という。）

(2) 「法第89条の是正措置命令」について照会したにもかかわらず、「監察」にすり替わっている理由（以下「本件請求文書③」という。）

(3) 「同年〇月〇〇日付け個人情報開示決定の際に保有個人情報の一部として示した」とあるが、次の理由（以下「本件請求文書④」という。）

ア 同年〇〇月〇日、監察室〇〇監察係長（以下「監察係長」という。）に、同年〇月〇日付の監察室からの文書について、法第89条のことが書いてあるが、矛盾しているので、その回答文書を再度出し直すと約束したのに、その約束を守らずに良しとする理由

イ 同年〇〇月〇日、刑法違反の指摘に対して、刑法違反を指摘していない平成〇年〇月〇〇〇日付の文書を持ち出したことも矛盾しているので、同様に回答文書を再度出し直すと約束したのに、その約束を守らずに良しとする理由

(4) 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分発信の監察係長からのメールについて、次の理由（以下「本件請求文書⑤」という。）

ア 「問い合わせた件」とあるが、どのような件として理解されているのか具体的にわかるもの

イ 「弁護士と協議するための調整を関係部署と行っているところ」とあるが、

（ア）何をどのように弁護士に協議するためなのか分かるもの

（イ）関係部署がどこか具体的に分かるもの

（ウ）実際に弁護士に協議したのか否か分かるもの（否の場合はその理由）

（エ）弁護士及び関係部署のそれぞれの具体的な回答の分かるもの

ウ 「対応を決定し次第連絡する」とあるが、

（ア）こんな簡単な回答文書を作成するのに、メール発信から文書発送まで 5週間、当初の回答要請から 8週間もかかった理由

（イ）「決定し次第連絡」としながら、当方からの回答督促メールがあるまで、回答を放置した理由

（ウ）「対応」が具体的に分かるもの

エ そもそも「監察室には監察を実施する権限はない」にもかかわらず、当方に「弁護士と協議するための調整を関係部署と行っているところ」というメールを発信した理由

(5) 同年〇〇月〇〇日付監察室からの文書の決裁文書等（以下「本件請求文書⑥」という。）

(6) 法令違反その他不正な行為を通報するための市長ホットライン、総務局行政改革推進部大学調整室、監察室及び市政相談「市民の声」に対して、市立大学〇〇〇〇元総務課長（現名古屋市病院局管理部総務課長）等の刑法違反（虚偽公文書作成及び行使：刑法第 156条及び第 158条抵触）の訴

えをしているにもかかわらず、法第89条に規定されている違法行為等の是正措置の命令が名古屋市から市立大学にできない理由の分かる文書等の情報（以下「本件請求文書⑦」という。）

2 同年12月13日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①については、特定の個人を識別できるものではなく、請求者がその情報の本人となっている「個人情報」に該当しないことから却下による非開示決定をし、本件請求文書②、本件請求文書⑥及び本件請求文書⑦については、異議申立人宛て同年〇〇月〇〇日付文書に係る決裁文書（以下「本件開示文書」という。）

を特定して開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、本件請求文書③から本件請求文書⑤までについては、対象となる文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年12月27日、異議申立人は、本件処分①及び本件処分②を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件処分①については、請求内容を満たす行政文書の開示決定を求め、本件処分②については、文書不存在による非開示決定の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

同年〇〇月〇〇日付監察室からの文書は、同年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分発信の監察係長からメールに基づいて作成されるべき文書であるにもかかわらず、全く違う矛盾したものであり、法的根拠等理由の分かる文書等の情報（議事録及びメモ書き含む）を作成していないとしたら、コンプライアンス及び市長ホットラインを担当する部署として市民だけでなく市長も欺いているのであるから、監察室は組織として不要であり、名古屋市長は室長を更迭の上、即刻、室を廃止すべきである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分①について

(1) 本件請求文書②及び本件請求文書⑦について

ア 本件請求文書②及び本件請求文書⑦は、本市が市立大学に対して法第89条に基づく是正措置の命令ができない理由が分かる文書である。

イ これと同一の内容について、異議申立人は、同年〇月〇日に監察室に対して書面を提出しており、監察室は、当該書面の内容に対して同年〇〇月〇〇日に異議申立人に文書で回答（以下「本件回答」という。）を行っている。

ウ 本件回答には、監察室では、当該書面の内容に対応できない旨が記載されていることから、本件請求文書②及び本件請求文書⑦の趣旨を満たす行政文書として、当該回答文書に係る本件開示文書を特定したものである。

エ 本件開示文書以外に本件請求文書②及び本件請求文書⑦の趣旨を満たす行政文書は取得していない。

(2) 本件請求文書⑥について

ア 本件請求文書⑥は、本件回答の決裁（以下、「本件決裁という」。）である。

イ 本件決裁は、本件回答の案及び決裁欄を記入して決裁を受けたものであり、本件請求文書⑥の趣旨を満たす行政文書としてこれを特定したものである。

ウ 本件決裁以外に本件請求文書⑥の趣旨を満たす行政文書は作成又は取得していない。

2 本件処分②について

(1) 本件請求文書③から本件請求文書⑤までは、監察室の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け電子メール及び同年〇〇月〇〇日付け回答文書の内容について、理由、根拠等を記載した文書である。

(2) 本件請求文書③から本件請求文書⑤までの趣旨を満たす行政文書は作成

又は取得していないことから、文書が存在しないことを理由として非開示決定したものである。

第5 審議会の判断

1 争点

以下の3点が争点となっている。

- (1) 本件開示文書が、本件開示請求に係る保有個人情報として妥当か否か。
- (2) 本件開示文書以外に本件請求文書②、本件請求文書⑥及び本件請求文書⑦に該当する行政文書が存在するか否か。
- (3) 本件請求文書③から本件請求文書⑤までに該当する行政文書が存在するか否か。

2 本件開示文書について

本件開示文書には、監察室が市立大学に対して是正措置命令をできない理由の記載があり、また本件回答の決裁であると認められた。したがって、本件開示文書は本件請求文書②、本件請求文書⑥及び本件請求文書⑦に該当すると認められる。

3 本件開示文書以外の本件請求文書②、本件請求文書⑥及び本件請求文書⑦に該当する行政文書の存否について

- (1) 次に、異議申立人は、本件処分①について、請求内容を満たす文書を開示するよう求めているので、本件開示文書以外に本件開示請求の対象となる行政文書が存在するか否かについて検討する。
- (2) 条例第18条第1項による個人情報の開示請求は、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に対して行うものである。
- (3) 本件請求文書②、本件請求文書⑥及び本件請求文書⑦は、実施機関との間でのやりとりに関して、異議申立人が抱いた疑問点への回答が記載された文書及び本件回答に係る決裁である。
- (4) しかしながら、異議申立人が抱く個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、異議申立人に係る個人情報として保有することは考えにくく、本件開示文書以外に本件請求文書を作成または取得していないとの実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

(5) なお、異議申立人は本件開示請求の基礎となった文書の作成過程が不適切であると主張しているが、実施機関の事務に対する不満にすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではない。また、その他本件請求文書の存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(6) 以上のことから、本件開示文書以外に本件請求文書②、本件請求文書⑥及び本件請求文書⑦に該当する行政文書は存在しないと認められる。

4 本件請求文書③から本件請求文書⑤までの存否について

(1) 本件処分②についても上記3(2)から(5)で述べたことを踏まえると、本件処分①と同様に、本件開示文書以外に本件請求文書を作成または取得していないとの実施機関の主張に、特段不合理な点は認められず、異議申立人の主張からも、他に本件請求文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(2) したがって、本件請求文書③から本件請求文書⑤までに該当する行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 1月20日	諮問書の受理
1月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月19日	実施機関の弁明意見書を受理
2月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月24日	異議申立人の反論意見書を受理
平成29年 3月22日 (第 224回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3月22日 (第 224回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取

6月16日 (第 227回審議会)	調査審議
7月14日 (第 228回審議会)	調査審議
8月17日	答申